

会議名称	平成27年度第3回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成27年11月6日(金) 10時00分から12時00分まで	
場所	杉並区役所 第4会議室 (中棟6階)	
出席者	委員	茶谷会長、井上委員、大澤委員、小林(陽一)委員、斎藤委員、山崎委員、横山委員、吉田委員、大泉委員、河津委員、小林(ゆみ)委員、富田委員、北島委員、新保委員、長谷川委員
	実施機関	都築総務課長、末木国保年金課長、青木介護保険課長、河合子ども家庭支援担当課長、皆川高円寺・上井草保健センター担当課長、和久井住宅課長、佐々木建築課長、齋木環境課長、日暮区民課長、阿部保健予防課長、渡邊保育課長
	事務局	牧島情報・法務担当部長、片山情報システム担当課長、中辻政策法務担当課長、馬場情報政策課長
傍聴者	0名	
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 平成27年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・資料2 平成27年度第3回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項 ・資料3 特定個人情報保護評価第三者点検部会報告事項
	当日	・会議次第
【会議内容】		
1 平成27年度第2回会議録の確定		
2 報告・諮問事項		
番号	件名	審議結果
報告第9号	寄附に関する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第16号	寄附管理システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決定
諮問第17号	滞納整理システム(後期高齢者医療)(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決定
諮問第18号	滞納整理システム(介護保険)(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決定
諮問第19号	妊産婦保健指導システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決定
報告第10号	空家等対策の推進に関する業務の登録について(追加・変更)	報告了承
諮問第20号	空家等対策データベースシステム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決定
報告第11号	住民基本台帳管理に関する業務の登録について(追加・変更)	報告了承
報告第12号	住民基本台帳管理に関する業務の外部結合項目について(追加)	報告了承
報告第13号	住民基本台帳管理に関する業務の外部結合項目について(新規)	報告了承
報告第14号	住民基本台帳事務処理システム(中央)に記録する個人情報の項目について(追加)	報告了承
報告第15号	住民基本台帳ネットワークシステム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	報告了承

諮問第 21 号	住民基本台帳管理に関する業務の外部結合項目について（新規）	決 定
諮問第 22 号	住民基本台帳管理に関する業務の外部結合項目について（追加）	決 定
諮問第 23 号	印鑑登録証明に関する業務の外部結合項目について（追加）	決 定
諮問第 24 号	区税証明に関する業務の外部結合項目について（追加）	決 定
諮問第 25 号	証明書コンビニ交付システム（小型）に記録する個人情報の項目について（追加）	決 定
諮問第 26 号	個人番号の利用及び特定個人情報の提供を行う事務について	決 定
一般報告	社会保障・税番号制度開始に伴う情報ネットワーク監視体制について	報告了承
一般報告	区立保育園における個人情報の紛失について	報告了承
諮問第 15 号	予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について（新規）	決 定

会長	おはようございます。本日は御多忙の中、当審議会に御出席いただきまして、ありがとうございます。ただいまより「平成 27 年度第 3 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会」を開催させていただきます。初めに新委員の方がいらっしゃいますので事務局から御紹介をお願いします。
情報・法務担当部長	それでは新たに委員になられた方で、前回欠席された方につきまして御紹介させていただきます。河津利恵子委員でございます。
委員	よろしくをお願いします。
情報・法務担当部長	委嘱状につきましては、既に席上に配布させていただいておりますので、よろしくお願いたします。以上です。
会長	それでは本日、都合により欠席された委員について、事務局からお知らせをお願いします。
情報・法務担当部長	本日、欠席される旨の御連絡がありました委員ですが、石川委員、柴田委員、三田委員、川野委員、渡辺委員の 5 名です。なお、新保委員は遅れていらっしゃるとの連絡を、頂いております。以上です。
会長	<p>それでは議題に入りたいと思います。本日の審議の進め方ですが、既にお配りしております次第のとおり進めさせていただきます。</p> <p>まず、前回の会議録の確定を行ってから、報告、諮問案件の審議を行いたいと思いますが、事務局から伺いますと、この会場は午後にまた重要な会議があるそうです。次の会議の準備の関係があるので、できれば 12 時までには終わるように御協力をお願いしたいということです。もちろん内容についての御審議は十分にやっておく必要がありますけれども、議事進行については御協力のほど、よろしくお願いたします。</p> <p>初めに、資料 1 の平成 27 年度第 2 回会議録についてですが、事務局から修正や補足説明はありますか。</p>
情報政策課長	特段ありません。どうぞよろしくお願いたします。
会長	<p>事前にお配りさせていただいておりますが、いかがでしょうか。ないようですので、平成 27 年度第 2 回会議録については、確定とさせていただきます。</p> <p>次に、平成 27 年度第 3 回審議会報告・諮問事項についてです。情報・法務担当部長、諮問文を読み上げてください。</p>
情報・法務担当部長	諮問文を読み上げ会長に渡す。
会長	御覧いただいたとおり、担当部長から諮問文を頂きました。それでは、報告・諮問事項の審議に入りたいと思います。最初に、報告第 9 号、諮問第 16 号から第 18 号までについて、事務局から説明をお願いします。
<p>報告第 9 号、諮問第 16 号</p> <p>諮問第 17 号</p> <p>諮問第 18 号</p>	
情報政策課長	<p>報告第 9 号、諮問第 16 号について説明する。</p> <p>諮問第 17 号について説明する。</p> <p>諮問第 18 号について説明する。</p>
会長	それでは、御審議いただきますが、毎回ではありますが、審議会の意思を明確にするために、まず御質問を頂戴いたしまして、その後、審議会としてこの諮問に対する御意見を頂きたい、と思いますのでよろしくお願いたします。
委員	諮問No.16 の寄附に関する業務の諮問事項について、まず簡単に確認させて

	いただきます。新しくシステムを立ち上げるということで、小型と言われていますが、いわゆるエクセルとかアクセスとかのマクロを使ったようなものではなく、しっかりとしたシステムで行うのでしょうか。
総務課長	システムを新しく作り込むわけではなく、エクセルを使って管理いたします。
委員	そうすると、入力したデータの管理は、そのパソコン上で管理をするという形になるのでしょうか。
総務課長	さようでございます。
委員	そうすると、そのパソコン1台の中に、エクセルなどで管理されたデータがあると思うのですが、そのパソコン自体が外部のインターネットに接続されているものなのか、どうなのか。年金機構での情報漏えい問題というのは、個人情報パソコン内にあって、攻撃的なメールを受けてそこから情報が漏えいしたということです。その辺がすごく気になるのですが、どのようになっているのでしょうか。
総務課長	今の寄附金の担当者に配付されている、アクセス制御等が掛かったシステムでなので、そういう問題は起こらないと認識しております。
委員	要するに、そのパソコン自体で業務のメールを受け取ったり、インターネットに接続したりは、行っていないということでしょうか。
情報政策課長	今のデータですが、基本的にはアクセス制御等が掛かった、専用サーバーに保管されます。端末自体はインターネット等も共用しますが、システム上は切り分けて、データについては、安全なサーバーに管理されるということです。
委員	基本的には、年金機構で発生したような、情報漏えいのリスクがないと判断していいのですか。
情報政策課長	必要な安全対策等は十分にとっておりまして、基本的には、同じような問題はございません。
委員	新しく作り込むデータというかシステムは、応々にして不具合があったりとか、セキュリティで想定していない部分があったりとかするので、その辺はしっかりと改めて、見直すことを重々やっていただきたいと思います。 続けて、別の諮問事項もいいでしょうか。
会長	はい、どうぞ。
委員	続いて、諮問事項17と18について。後期高齢者医療保険制度に関する業務ですが、中央電子計算組織に管理しているものについて、パッケージソフトを利用するとなっていますが、後期高齢者のほうと介護保険のほうと、これは同じパッケージソフトで、同じシステムの中でやっていくというものでしょうか。
介護保険課長	一緒に開発したパッケージソフトで、一緒に利用します。
委員	それぞれ紙媒体で管理しているものを電算入力して、デジタルで管理していくということになるのですが、私もシステム開発に携わっていたので、こういったデータ移管というのが、大変手間が掛かって、それもセキュリティ上も大変重要な作業だと重々認識しています。今まで紙で管理していたもの自体は、改めて新しいシステムのほうに、入力し直したりはするのでしょうか。
介護保険課長	一部、入力し直します。

委員	その後、入力し直した紙媒体の、個人情報記載のものについては、今後どのような管理が予定されているのでしょうか。
介護保険課長	当然、区の文書管理システムの規定に従って、保存年限までは保存いたします。
委員	保存した後は、きっとシュレッダーなどで破棄されると思うのですが、保存される場所自体は、きちんと鍵の掛かるような施設のできる場所と、特定の人しかそれは開けられない、ということに改めて確認したいと思いますが、いかがでしょうか。
介護保険課長	現在でも紙媒体のような個人情報は、鍵の掛かる所で管理しております。
委員	今後も、同様に管理していくということですね。もう1つ確認です。新しいパッケージソフトによる小型電算システムを導入するとのことですが、普通の職員の方々が使っているパソコンで、操作をするということでしょうか。
介護保険課長	現在、各自の席で使っているパソコンで、処理いたします。
委員	そうすると、先ほども確認したのですが、そのデータ自体はパソコン内に保管されるものなのか。それとも、中央電子計算組織側のみで、保存されるものなのか。その辺はどういう形になるのでしょうか。
介護保険課長	サーバーのほうで、管理するものです。
委員	そうすると、サーバーに対するアクセス等々、先ほども言いましたが、いわゆる情報漏えいのウィルスなどで、パソコンからインターネットのほうに漏えいする危険性は、基本的にないと判断してよろしいですね。
会長	確認の質問ですね。
情報政策課長	そのとおりです。
委員	データの移管作業は、個人情報の保護の観点とは少し違うかもしれませんが、改めて入力し直す作業は、これもミスが発生することでもありますので、是非その辺も見直しを再度行うような形で、重々間違ったデータにならないようにやっていただきたいと思います。 1つだけ、最後に質問させていただきたいのですが、諮問16に戻っていいのでしょうか。寄附に関する業務で、1つ質問を忘れていました。個人情報登録票に、新たに5項目追加されていて、性別が追加されているのですが、これは必要なのでしょうか。業務上、不必要なものについては、登録しないのが個人情報保護の観点で重要だと思うのですが、その辺を最後に確認させていただきたいと思います。
総務課長	特例申請書は、総務省が書式を定めております。そこには、性別、生年月日、印影等の法令に基づいた情報が示されておりますので、新しく収集する情報として追加いたしました。
委員	性別はこの業務をやる際には、杉並区内での作業としてはあまり必要がないというものなのでしょうか。もしそうであるなら、今後、業務上必要のないものであれば、項目として削除していくとか、そういったことも考えられると思うのですが、その辺を最後に聞かせていただければと思います。
総務課長	今後、国等における議論の中で不要ということになれば、指示に従ってまいります。今の段階では、法律で定められている書式により、事務を進めてまいります。
会長	ほかにありますか。
委員	1ページと4ページ、それから8ページのセキュリティの所ですが、パス

	ワードを定期的に変更すると書いてありますが、どれぐらいの期間で変更するのでしょうか。
情報システム担当課長	3か月ごとに更新します。正確には、90日単位で更新します。
会長	よろしいですか。ほかにありますか。
委員	諮問17と18、滞納整理システムに、パッケージソフトを利用するという話ですが、この利用されるパッケージソフトは、いわゆる出来合いというか、既にあるものを利用される形になると思います。そのソフトを選択した、ソフトに対する信頼性とか、ほかにはどういった所で利用されていたかという利用実績などを、どのように判断して選択されたかをお聞かせいただければと思います。
介護保険課長	今回、パッケージソフトを開発する業者は、プロポーザル方式によって選定いたしまして、その事業者をお願いしております。各自治体でも、このような滞納整理システムを、導入している所がありますが、全国で一番多くの自治体に入れている事業者は、今回はお願いしております。
委員	諮問17、18です。紙媒体で管理している件数は、どのぐらいあるのですか。
介護保険課長	現在、介護保険の場合ですと、滞納者が約3,000人おりますので、その件数だけ紙ベースのものがあると考えております。あと、後期高齢者医療のほうは、1,000件ほど紙ベースで管理しております。
委員	ありがとうございました。それから、効果の所で、対象が12万件、6万件とそれぞれあるのですが、事務処理の効率化、一元管理などによる、具体的な効果はどのように想定していますか。
介護保険課長	介護保険の場合ですと、例えば今の納付センターに、納付の勧奨をお願いしていますが、現在は年3回ほどやっているものを、例えば毎月やることができるのか、そういった形で効率化が図れると考えております。
委員	諮問事項16に関してです。先ほど、データ管理は、エクセルを使用するという答えがあったのですが、セキュリティ対策で、外部記録媒体へのデータ出力は、上司の許可をもってと書いてあります。エクセル自体のデータを外部に持ち出すこと自体、改変が可能になってしまうのではないかと思います。諮問17、18に関してはパッケージソフトですから、データを取り出してもシステムには影響及ぼさないとと思うのですが、エクセルデータですと、システムを改変できると認識しております。その点について、お聞かせいただけますでしょうか。
情報政策課長	基本的に外部媒体、USB等の使用はできないようになっておりまして、また、メールを外部に送付する場合は、必ず上司に同時に出すようになっております。ですから、そういった意味で、エクセルデータを外部に持ち出すことはできないようになっております。やろうとすれば、できないことはないかもしれませんが、そういう形で安全対策を取っております。
委員	具体的にデータの出力というのは、何を意味しているのでしょうか。
情報政策課長	そういった個人情報をデータとして、外部媒体、USBとかディスクといったものに、記録することはできないようになっております。
会長	外部媒体に記録する目的は何か、という御質問だと思うのですが、どうでしょうか。
総務課長	この寄附の情報は、重複がないかどうか、5自治体以上に寄附を行ってい

	ないかどうかを確認するため、総務課に集約いたします。この業務に関しては、外部記録媒体にデータを出力して、やり取りするということは、想定しておりませんし、業務の範囲内ではありません。必要があるとすれば、紙の状態ですら確認することはあると思いますが、データを移動することは考えておりません。
会長	よろしいですか。
委員	はい、ありがとうございました。
会長	ほかにありますでしょうか。ないようですね。では、御意見を頂戴したいと思いますが、既に御質問の中で、移管についてのデータの取扱い、それから外部ネットワークとの関係から、セキュリティ面については注意をという、御質問の中で御意見が出ておりますが、それ以外についての御意見がありましたら、どうぞお願いします。ないようですね。それでは、報告については了承、それから、諮問については決定。ただし、今申しましたことについては、議事録に登載されておりますので、事務当局で適切に対応していただくことにして、本件は先ほど申しましたように、決定とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
	(異議なし)
会長	では、報告第 9 号は、了承します。諮問第 16 号から第 18 号までは、決定します。 次に報告第 10 号、諮問第 19 号・第 20 号について、事務局から御説明をお願いします。
諮問第 19 号 報告第 10 号、諮問第 20 号	
情報政策課長	諮問第 19 号について説明する。 報告第 10 号、諮問第 20 号について説明する。
会長	御質問について、どうぞ。
委員	<p>諮問第 20 号、報告第 10 号の、空家等対策の推進に関する業務ですが、この中で、電算入力記録票に一通り目を通したところ、特定空家ではない空家の利活用という面で、もう少し情報があつたほうがいいというのが、いくつかあります。電算入力記録票の、33～36 までの間に「相談者」という項目があり、相談者は必ずしも所有者とは同一ではない、若しくは所有者が既に亡くなっている可能性もありますし、所有者等の続柄もあつたほうがよいのかと感じています。</p> <p>今後、こういったもので、項目の追加が可能かどうか分からないのですが、利活用する上で必要な情報としては、建築確認がされているかどうか、なおかつ、検査済証を取得しているかどうかです。例えば、これは利活用するうえで、もちろん処分ということで売却をされる上でも、検査済証があるかないかは、市場における価値に非常に影響を与えます。この辺りの情報も、相談窓口の中で把握できるのであれば、今後いろいろなアドバイスをしていく上で、あつたほうがよい情報だと思います。</p> <p>なおかつ、建物の取引で言うと、耐震診断がされているかどうかは、54 に「耐震性」という項目がありますが、それがプラスになります。今ですと、アスベストの使用調査の表示等もありますので、おそらく所有者が必ずしも、それが分かるかどうかは別ですが、判断の 1 つとなります。これは取壊しに当たっても、解体費用にかなり影響を与えますから、そういったものの情報も、あつたほうがよいと思います。この辺りの追加というのは可能かどうか、お答えいただければと思います。</p>

建築課長	先ほどの利活用について、建築確認の有無が重要だというようなお話ですが、32の「利活用等に関する相談」の内容等の中で、そういうことも情報の1つとして伺いすることもありますので、そこで対応は可能と考えています。あとは、確かにアスベストがあると、除却等の問題があり、耐震性も含めて影響がありますので、利活用に関する相談内容の所で、そういった情報も活用したいと考えています。
委員	そのように、続柄や建築確認などを「相談者の事情等」に含めるということになると、相談を受けた方に知識があれば聞けますが、知識がない方が相談を受けると聞かずに終わってしまいます。このようなシステムを作るということであれば、誰が対応しても、必要な情報が集められるように、項目を明らかにしておいた方が良いと思います。今のお答えですと、項目の追加は考えていないということで、よろしいですか。
建築課長	電算入力記録票の記録項目として、例えば建物の所有者、住所、氏名等がありますので、それらで対応していきたいと思います。
委員	要するに、追加ができない、ということによろしいですか。もう一度確認させてください。
情報政策課長	事務局がお答えします。ご指摘のような項目につきましては、必要になった時点で、また審議会に諮問して、追加することは可能です。今後、そういった総合的な対策が十分進んだ段階で、所管のほうで検討していただきたいと考えています。
委員	おそらく協議会等で、空家対策計画等が定まれば、現実にそういった相談の中で、必要になる項目であることは明らかですので、そういった対応をしていただけるように、最後、これは要望ということでお願いします。
会長	この審議会は、区長から諮問されたことについて、是非を問うのですが、事業が適正に行われるかどうか、についての諮問は受けていないのです。そのために、こういうデータが必要ではないか、ということについても、審議会としてはやや外れているところでして、この事業を執行するに当たって、個人情報、適正に維持されるかということの、諮問を受けているのです。ですから、そこところは、少し微妙でして、御質問で、これで十分かというのは結構ですが、意見としてこのデータを加えるべきだというのは、この審議会としては条例に少し外れますので、御了解いただきたいと思います。なお、区には、委員の意向を、十分受け止めていただきたいと思います。
委員	15ページに、規模が408件と記載されていますが、特定と利活用の内訳は、把握していますか。それから、奥多摩町だったと思いますが、利用活用事業で、若い方の住宅定住事業に活用していたのですが、杉並区で、何か考えているものがあれば教えてください。それから、17ページの「記録の項目」に「助言指導」「勧告」「命令」「代執行」とありますが、これは代執行までお考えだと思うのですが、そのことを教えていただければと思います。
建築課長	まず特定空家についてですが、これから認定しますので、まだありません。あとは、特定空家の行政指導とか、行政処分の中に、代執行もあり、記録の項目の中に、「代執行状況」という形で挙げたということです。
住宅課長	利活用の関係ですが、第3回の定例会で、特措法に基づく協議会設置条例の、議決を頂いています。この第1回協議会が、来週月曜日に開催される予定ですが、この協議会の中で、空家等対策計画も、法律に基づいて決めていく予定で、今の段階で空家の利活用について、具体的な策は持ち得ていません。また、今年度、「杉並区総合的な住まいのあり方に関する審議会」においても、空家の利活用に関して、御意見を頂いているところです。こちらの答申も受けた段階で、先ほど申し上げた空家等対策計画の中に、反

	映していきたいと考えています。
委員	諮問第 20 号の空家等対策の推進についてです。私はこの資料の見方が、まだよく分かっていないのですが、個人情報登録票と電算入力記録票と 2 つあり、それぞれ項目の追加という形で記載されているのですが、個人情報登録票には「年代」という項目が消されて「年齢」となっていますが、「年齢」は、電算に入力されないということでしょうか。電算入力記録票のどこに、「年齢」が入っているのか、疑問に思いました。
情報政策課長	個人情報登録票は、紙データも含めた、この事業で集める全ての情報として、電算入力の中には入っていないということです。
委員	了解しました。そうすると、こういうデータを扱う場合、紙媒体もそうですが、入力した日、記入した日から時間がたつと、変わってしまうものについては、「年齢」とか、「年代」とかというものよりも、「生年月日」にしたほうが、後々管理しやすいのではないかと疑問に思えます。個人情報の保護というよりも管理の観点ですが、その辺はどのように考えていますでしょうか。あまりそれほど重要な情報ではないので、入力した当時の「年齢」でということでしょうか？
情報政策課長	個人情報登録票では、「記録の内容」を大括りにしており、電算入力記録票の「項目」は、詳細なものが入ります。「年齢」の中に「生年月日」も含めるという意味です。
委員	そうは言っても個人情報として取り扱うときに、「年齢」と「生年月日」というと、結構重さが違うと思うのです。「年齢」と書いてあったら「生年月日」も含まれているのだという書き方だと、この審議会に提出する資料としては、不十分ではないのかと思うのですが、その辺はいかがですか。
環境課長	実務的な面から申し上げますと、私どもが所有者などの情報を得るとき、あるいは相談者の情報としては、「生年月日」をお聞きすることはまずありません。その時点で「幾つぐらいの方ですか」ということで「年齢」をお聞きするケースが多いので、登録としては「年齢」を項目として挙げました。
委員	了解しました。今回のシステムは、新規システムと認識しているのですが、改めて、扱うデータ自体がサーバー上に格納するのか、それとも先ほど他のシステムにもあったように、エクセルのような形で管理して、PC 上で管理するものか、どちらになるのでしょうか。
情報政策課長	先ほどと同じようにエクセルで処理し、個人情報専用のサーバーで、管理することになります。
委員	では先ほどと同様に、不正なメールを受け取って、ウイルスなどにより、パソコン上から外部に漏えいするリスクは、基本的にないということでしょうか。
情報政策課長	情報処理については十分対応していますので、そういったおそれはないと考えます。
委員	諮問第 19 号「妊産婦保健指導システム」も、先ほどと同様の確認になりますが、紙媒体からデータ移管すると、その紙自体の管理は、管理年限の間、施錠が行われる所で管理されている、ということで良いのでしょうか。
子ども家庭支援担当課長	紙媒体のものについても、鍵の掛かる所で管理して、保存年限が終了した後は、破棄いたします。
委員	データの管理については、システムの新規ということですが、また、エクセルのようなもので作ったものを、サーバーにデータを置いて管理するのか、それとも電算システムみたいな形で、別のシステムを構築するのか、その辺はいかがですか。
子ども家庭支援担当課長	こちらについてはエクセルで作りまして、先ほどと同様の管理を行います。

委員	データが、ウイルスなどで外部に漏えいするという危険性は、基本的にはないと考えてよろしいでしょうか。
子ども家庭支援担当課長	そのように考えています。
委員	諮問第 19 号に関してです。妊娠届を提出した時点から、電算管理されていくと記されていますが、この管理する期間は出産までか、就学前までか、まずその期間をお示しください。
子ども家庭支援担当課長	こちらについては、妊娠届を出された後、いろいろ相談を受けたり、支援をしたりしますので、基本的にはそれが終了してから、5 年間で保存期間になっています。終了後、破棄する形になります。
委員	その 5 年間経過する期間となるところが、出産時から就学前の 6 歳時までか、または最後の面接を受けたときからか、どちらですか。
子ども家庭支援担当課長	最後に面接とか、相談を受けたときから、です。
委員	この情報に関しては、就学に向けた所管には引き継がない、ということよろしいのですか。
子ども家庭支援担当課長	はい、この資料については、これで終わりになりますので、引き継ぎません。
委員	諮問第 19 号の子育て支援のシステムは、エクセルで管理するということでした。保健師が相談のために面接に行かれて、その後、何か御家庭によって相談事があって、継続してその支援体制を作っていく場合に、このシステムは、いわゆる名簿のようなフォーマットになるのか、あるいは一人一人に対応するカード形式のようなものになるのか、どのようなものになりますか。面接の結果、必要な支援について、文章で記録されることもありますか。
子ども家庭支援担当課長	基本的にはエクセルの表形式といいますか、1 人 1 行というような形で作る予定です。
委員	記録の項目に内心に触れる部分も結構あるかと思うのですが、経済的困窮の有無は、何か基本のラインを設けてのお考えですか。
子ども家庭支援担当課長	経済的状况についてですが、届出後に面接をする際に、例えば出産費用のこととか、現在の生活のこととか、経済的に困っている方もいらっしゃいます。妊婦の困り事は身体的なものとかだけではなく、そういう生活面などもありますので、伺って、もし支援が必要な方については、関係機関につなぐなど、対応します。
委員	最後にもう 1 点です。例えば経済的困窮の有無といった場合に、データとしては、あるか、ないかというだけの表になるのですか。
子ども家庭支援担当課長	アンケートに御記入いただくときには、「はい」「いいえ」という形で伺っていますので、そのどちらかを入れることにはなりますが、もし「はい」ということであれば、その内容をお聞きすることになると思います。
委員	支援につなぐことに、なるわけですか。
子ども家庭支援担当課長	はい。

委員	<p>諮問第 19 号に関してですが、「事務事業の概要」の内容を見ると、紙のデータを「電算化することにより、迅速に面接未実施者や支援状況等を把握でき、次の支援につなげることに加え」とあって、結果的に「事務の合理化に繋がる」と記載があるのですが、例えばこれは、支援をまだ受けていない妊産婦の方を、検索できたりするようになったりするということですか。</p>
子ども家庭支援担当課長	<p>妊娠届は、代理の方が出される場合もあるので、全員に面接を行っていません。代わりの方がいらっしゃって、届出の際に面接ができていない方については、エクセルで抽出し、連絡して面接を行います。</p>
委員	<p>関連してですが、「次の支援」につなげるということですから、恒常的なデータとして処理をする、という意味だと思います。子育てをするというのは、国あるいは地域の財産を管理することだから、絶対に必要だろうと思います。データは、子ども家庭支援担当課、保健サービス課のみで管理するとのことですが、これらの部署以外にも、このデータは必要になってくるはずですよ。子育てで国全体、地域全体の、次の世代を守っていく、そのためのデータとして使うという意味であれば、どこまで対応を考えられているのでしょうか。</p>
子ども家庭支援担当課長	<p>確かに今、子育ては、妊娠期から、出産、就学前に至るまで、切れ目ない支援が求められています。今回の審議会に挙げさせていただいた内容は、切れ目のない支援を行うための取っ掛かりといいますか、最初の部分のところをまずきちんとやりますということです。つまり皆さんと面接をして、支援につなげていきますということを、今回はやっていきたいということです。また今後、この面接が、定着していく中で、更に支援策を広げていくとか、そういうことも含めて考えてまいりたいと思っています。</p>
委員	<p>諮問第 20 号です。空家の規模のことについて伺いしますが、平成 25 年で 408 件と書いてありますが、調査方法とか、いつからこの調査を始めているのか、そこを参考に御意見を伺えればと思います。あと、増減の変化について伺いできればと思います。</p>
住宅課長	<p>御質問でよろしいですね。</p>
委員	<p>はい。</p>
住宅課長	<p>区は、平成 25 年度に初めて空家の実態調査を行いました。これ以降については、大規模な実態調査を行っていません。空家の件数については、多分微増という形で若干増えている傾向にありますが、ほとんど横ばいであるという認識です。</p>
会長	<p>御意見はよろしいですか。御意見もありませんので、報告第 11 号から第 15 号までは、了承します。諮問第 21 号から第 25 号までは、決定します。</p> <p>次に、諮問第 26 号の説明を事務局からお願いします。</p>
<p>報告第 11 号、報告第 12 号、報告第 13 号、報告第 14 号、報告第 15 号 諮問第 21 号、諮問第 22 号、諮問第 23 号、諮問第 24 号、諮問第 25 号</p>	
情報政策課長	<p>報告第 11 号、報告第 12 号、報告第 13 号、報告第 14 号、報告第 15 号について説明する。</p> <p>諮問第 21 号、諮問第 22 号、諮問第 23 号、諮問第 24 号、諮問第 25 号について説明する。</p>
会長	<p>それでは、御質問と御意見は、分けていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。御質問はどうですか。議員さんからは頂きましたが、区民の皆様方からどうでしょうか。</p>
委員	<p>コンビニ交付のシステムについて、少し確認します。私はこのシステムを活用したことがありません。基本的に、区民の方々は、今まで住民基本台帳カードで行っていた証明書発行と、全く同じやり方で発行できるということ</p>

	でしょうか。
区民課長	区民の方が実際に、コンビニの窓口でおやりになるのも、同様のものです。それは変わりません。
委員	そうすると、区民の方々のやられている、操作的な部分のセキュリティも、引き継がれると思います。最近も、個人番号、マイナンバーについて、いろいろ高齢者に向けた詐欺などが、発生しており、報道されています。例えば、印鑑証明などを何か不正に取得したいという目的で、高齢者にそれを出させて受け取ってしまうとか、カードを使って、暗証番号も聞き出して不正に発行してしまうとか、ということも、やろうと思えばできてしまうということですね。
区民課長	基本的に、確認は、暗証番号とそのカードの中に入っている発行番号をもって行われます。仮に、第三者がカードを所持し、何らかの形で暗証番号を知り得た場合には、発行することが可能になります。セキュリティについては、私どもも、本人にきちんとお話をした上で、お使いいただくようにしていきたい、と思っています。
会長	ほかにございますか。ないようですね。それでは、御意見を頂戴したいと思いますが、よろしいですか。御意見、御質問がありませんので、報告第 11 号から第 15 号までは、了承します。諮問第 21 号から第 25 号までは、決定します。 次に諮問第 26 号の説明を事務局からお願いします。
諮問第 26 号	
情報政策課長	諮問第 26 号について説明する。
会長	それでは、御質問をまず頂戴いたしたいと思います。
委員	お尋ねします。区が直接発行しているカードとか、あるいは国の関係で代行して発行しているものが、あるのかどうか。具体的なものは、よく分かりません。先ほどの御説明の中で、名称が変わるカードがあるということ、それから、代行して発行するカードがもしあるのであれば、そのカードをどのように変更していくのかということが、ここには載っていないので、教えていただきたいのです。
情報政策課長	今の御質問は、個人番号カードの、多目的利用についてのお尋ねだと思います。今回、この条例で定めるのは、特定個人情報、個人番号を利用した事務について、どういう事務を区で独自に行うかという条例です。個人番号カードの多目的な利用については、先ほど御説明しましたいわゆるコンビニ交付について、1 種類の事務のみで実施します。いろいろ国から提案されています、図書カードだとか職員証だとか、様々な利用があるのですが、そういうものは、今後の課題として検討していきます。今、御審議いただくのは、特定個人情報の利用についての、条例ということです。コンビニ交付以外については、今のところまだ決まっていないという状況です。
会長	ほかに御質問ありますか。
委員	確認させていただきます。今回、区が独自に個人番号の利用等を行う事務の中で、挙がっている業務というのは、今まで、個人情報保護審議会の中で評価をやってきたと思いますが、その評価を受けた業務が、ここに載っているという認識でいいのでしょうか。それとも、それ以外の業務もあるということになるのでしょうか。その辺を教えてください。

情報政策課長	御指摘のように、全て、今までも情報連携を進めてきた事務です。特定個人情報、いわゆる個人番号が付番された個人情報を利用する事務については、必ず法令又は条例に定める規定になっています。今までどおり情報連携をやっていくためには、条例に記載する必要があります。記載されている業務については、特定個人情報保護評価を、事前に全てやっています。
会長	よろしいですか。ほかにございませぬか。御意見はよろしいですか。
委員	全て、個人情報保護評価を、この審議会の中でやった業務について、ということですが、その評価の中で、意見としても言わせていただきましたが、行政側が作ったチェックリストを、行政側がチェックしましたということ、第三者として評価をしている部分では、やはりチェックの仕方として、そもそも在り方として不十分ではないかと、私は思いますので、この諮問に対しては反対という意見を言わせていただきます。
会長	ほかにございますか。
情報政策課長	事務局から追加説明をいたします。特定個人情報保護評価のうち、審議会にお諮りしたのは、全項目評価と重点項目評価に当たるもので、対象人数がかなり大規模のものに限られています。基礎項目評価で評価されているものもありますので、そういうものを含めて、全て事前に保護評価をやっているという、お答えをさせていただいたものです。
会長	御意見は1人だけ反対ということですので、諮問第26号は決定とさせていただきます。ありがとうございます。 それでは、一般報告について、主管課から説明をお願いします。
一般報告	
情報政策課長	32 ページです。社会保障・税番号制度開始に伴う、情報ネットワーク監視体制についての一般報告です。これについては、こちらの審議会の所掌を変えて、追加していくものです。現在は、住民基本台帳ネットワークシステムについて、専門的な知見を有する運用監視委員会を設置し、個人番号の適切な取扱いを確保していました。今年10月5日に番号法が施行され、来年1月から社会保障・税番号制度の取扱いが開始されます。更に、平成29年7月からは、地方自治体間、また都道府県間といった情報連携が開始されます。そのため、住基ネットに加え、情報提供ネットワークシステムを使用して、他の機関との情報連携も開始します。そうしたことから、システムの監視体制を見直すことといたしました。既に特定個人情報保護評価について、こちらの審議会ですべて点検をしていただいておりますが、住民基本台帳ネットワークシステムにつきましても、当審議会において、個人情報の適切で体系的な取扱いの確保をしていただきたいということです。 現在の、住民基本台帳ネットワークシステム運用監視委員会を個人情報保護審議会に統合することについて、審議会条例の改正を第4回定例区議会に付議しており、来年1月から監視体制を統合してまいりたいと考えています。以上、報告いたします。
会長	御意見はありますか。
委員	監視の体制が変わることなのですが、現在、監視委員会はどういった方々が何人体制で、どのように監視をされているのでしょうか。今までの監視の方法と全く同じ監視が続くのか、それとも監視の方法を変えて監視を

	<p>する項目が増えたり、監視体制がもっと厳しくなるのか。実は今までの監視のやり方はもう必要なくなったので、今までと同じ監視のやり方はしませんというものなのか、中身がどういった変わり方をするのかを教えてくださいと思います。</p>
区民課長	<p>住民基本台帳ネットワークシステムの運用監視委員会について、説明いたします。この委員会は、平成21年1月に、新たに住基ネットに接続するに当たって、個人情報の万全を期するために設けた第三者機関です。委員は3人の専門委員からなり、その方々に対して、住基ネットの運用状況及び区が実施しているセキュリティ対策などについての評価を、主な業務としてやっていただくものです。これまでも、年間約3回実施しており、その中で今申し上げたようなことを報告しながら、その評価を頂いております。</p>
情報政策課長	<p>今後の体制ですが、同じように監視委員会への報告又は諮問が、こちらの条例に代わり、諮問、答申、建議という形で御審議いただきます。内容的には変わりませんが、条例に基づく取り扱いになります。また、今まで3人の専門の委員の方が関わっておりましたが、今後こちらの委員は20名いらっしゃるのですが、1名追加して、情報セキュリティ専門の方に入ってください、21名の委員の方で御審議いただくことで、より一層セキュリティの安全が図れると考えております。</p>
委員	<p>監視体制は、基本的には変わらないと受け止めたのですが、私もこの委員会の記録を、インターネットのホームページに載っているものを、見させていただきました。議事録自体は細かい議事は載っていないで、会議録というような形だったのですが、区が職員の皆さんに、セキュリティのアンケートを取って、そのアンケートの結果を評価されていたり、あとは委員会設置要綱では、区の職員の立合いの下に、電子計算室等の重要機能室及び端末機の設置された場所等に、立ち入ることができます。立ち入りをしながら、セキュリティの状況も確認したりということが、書かれているのですが、今後もそういうことを行っていく、ということよろしいですか。</p>
情報政策課長	<p>今度は、住基ネットプラス情報提供ネットワークということで、同じように立ち入りの調査、また職員のアンケートといったものを、セキュリティの対象に考えております。</p>
委員	<p>このような体制の変更のときに、実は体制が強化ではなく、弱体化してしまうということがたまにあるので、その点に気をつけていただきたいというのが意見です。それから、細かいところなのですが、この委員会設置要綱の中では、年間で原則5回行うと書いてあるのですが、先ほど3回となっていたのですが、その辺りは原則なのでしょうが、どういった状況だったのでしょうか。</p>
区民課長	<p>おっしゃるとおり、要綱第6条にはそのような記載があります。私どもは基本的に運用していく中で、委員会を開いて、住基ネットに関わる個人情報がどのような形で、どのぐらいの量を運用していたか、若しくはその間に例えば、機械上のトラブルがあったという点も合わせて、御質問いただくことから、先ほど申し上げたような回数で行いました。必要があれば当然更に関いて、御審議、御評価を頂くことはあると思っております。</p>
会長	<p>ほかにありますか。ただいまの説明については、了承いたします。では、次に、一般報告で区立保育園における個人情報の紛失について説明をお願い</p>

	いたします。
一般報告	
保育課長	<p>報告に先立ち、今回の個人情報漏えいにつきましては、関係者、保育園の在園の保護者の皆様、並びに関係の皆様にも多大な御心配、御迷惑をおかけしたことを、この場をお借りいたしましてお詫びを申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。</p> <p>報告に移ります。区立保育園における個人情報の紛失がございました。1番の概要です。平成27年9月9日午後7時頃でした。杉並区立阿佐谷東保育園の職員が、園児の指導計画書などの個人情報をカバンに入れたまま自転車の前かごに乗せて帰宅しようとしていました。途中で立ち寄ったスーパーの駐輪場内において、財布を落とされた女性が目の前にいたので、その小銭を拾うのを手伝っている間の、ほんの数分間にカバンごと盗難に遭い、個人情報を紛失したというものです。ただちに、最寄りの交番に通報をして被害届けを出すとともに、スーパー付近を捜索いたしましたが、当日、発見には至りませんでした。9月13日になり、警察から当該カバンが見つかったという連絡を受け、警察に出向き、中を確認したところ、紛失した全ての個人情報を発見したというものです。</p> <p>一時的に紛失していた個人情報として、2番に内容を記載しております。1つは、園で保管しております、0歳児クラス12名分の指導計画書です。園児の名前、生年月日、月齢、それから保育園での生活の様子を記載したものです。2つ目として、当該保育園で作成しました非常呼集用の職員連絡網で、24名の電話番号が記載されています。これらを、この期間紛失したということです。</p> <p>区への対応ですが、9月10日、マスコミ各社に紛失事故の公表を行いました。当日、0歳児の保護者に対して、送迎の機会を捉えて事故報告と謝罪を行っております。また11日は、全ての保護者に対しても同様の、事件概要をお知らせしました。再発防止としては、10日、定期的で開催されておりました園長会において、保育課長の私から、こういった事件があったということを受けて、改めて個人情報の管理の徹底と、職員への指導を厳格に行うようにと、徹底しております。新人職員も含めて、危機管理研修の内容の再確認を行うとともに、職場におけるOJT研修などを通じて、個人情報の管理の徹底、マニュアルの点検などを組織的に改善して、今後、個人情報の管理に対する意識の向上、手順の遵守などの徹底を図って、再発防止に努めることとしました。以上です。</p>
会長	<p>私から伺いたいのですが、本来、個人情報は外に持ち出さないという方針で、区では対応されていたように記憶しているのですが、厳格に対応するという中にはそれが入っているのでしょうか。</p>
保育課長	<p>御指摘のとおり、当然こういった園児の様子など、名前を書いたものは、園外には一切持ち出さないということで、厳しくやっているのですが、たまたまその会議の中で出された資料を、自宅で確認したいというような、仕事熱心さのあまりと申しますか、その中で持ち帰ってしまいました。そのため、このような盗難事件に遭ったということで、保育課、園としては、こういった持ち出しについては一切駄目だということで、厳格に指導しているところです。</p>

会長	この一番重要な、外部に持ち出さないということについて、それがルーズになっているというのは、どういう背景があるのですか。
保育課長	園長を通じて、各園で各職員に対しても、いろいろな機会を捉えて指導を行ってきたところではあるのですが、その徹底がされていませんでした。職員の認識に甘さがあったということで、改めて私ども保育課も含めて、そこは痛切に反省をしているところです。
委員	改めて確認をさせていただきたいと思うのですが、ルール、指導等が足りていなかったという反省を基に、今後も強化されていかれると思うのですが、会議で出された資料を、家に持ち帰ってしまう状況、つまり、本人の意思とは関係なく、できる状況になっていること自体が問題だと思います。個人情報が入った会議資料を、そのまま個人に渡して管理させていること自体が、職場の問題ではないかと思うのですが、その辺りは今までどのように対応をされていて、今後どう対応していくのでしょうか。
保育課長	御指摘のとおりで、本来個人情報を書いたもの、原本については、当然書庫内の鍵の付いたキャビネットに保管して、必要に応じてそこから持ち出し、会議で使うというルールになっておりました。ただし、会議の中で使うものは、一時的にコピーをして、当該担当職員に渡すこともあります。本来ですと、保管については各個人のロッカーなどで、それぞれ管理をする体制になっておりましたので、そういう面では個人の判断で持ち出してしまいう状況にあったというのは反省するところであると考えております。今後については、その部分も含めて、共用のキャビネットに保管をし、必要に応じて会議のときにはそこから持ち出してということで、個人管理の面をなるべく少なくといえますか、できないようにするという体制を今後改善点としてやっていくところです。
委員	そもそも、個人情報を複製して、その複製をそのまま残しておくこと自体が、情報漏えいの観点からも問題があると私は思います。原本が厳格に管理されているものであれば、業務上どうしても職員の人たちが手元に置いておかなければいけないのだというもの以外は、会議が終わったあとに回収をして破棄をするというルールをつくっていかないといけません。業務熱心な職員で、その資料を確認する時間がなくて、家で仕事をしなければいけない状況にあっても、持ち出せないような形にしないといけないわけです。その辺りは、まだ体制が足りないのではないかと思うのですが、どうでしょうか。
保育課長	委員御指摘のとおり、会議の中では、複数の職員が同じ資料を見ることになりますので、コピーを渡すことになります。今までは、それを個人管理ということでやってきたのですが、今回のことを受けて、今後は、会議が終わって必要がなくなった個人情報のコピーは、全部回収をして、一括して廃棄処理を行うということで、個人情報の管理について、改善の指示をしております。
委員	そのような改善の指示が既に出ていることが確認できたので一安心です。もう1つ、やはり家に持ち帰ってそれを確認しなければいけない状況というのは、現場の職員の方々の多忙がすごくあるのではないかと思うのです。今回持ち出された職員の方は、正規の職員の方なのですか。それとも、パートやアルバイトなどの非正規の方なののでしょうか。
保育課長	持ち出した職員は、正規の職員です。

委員	<p>こういった指導計画書などを取り扱うのは、正規の方のほうが多いと思います。これは、議会での調査いただいた資料などの統計なのですが、杉並区内の区立保育園の正規と非正規の職員の割合が、今は非正規のほうが多くなってきている状況です。事務作業など、本当に個人情報を扱うような作業などは、ほとんどが正規職員に集中してしまっているのではないかと思います。要するに、非正規雇用が進めば進むほど、多忙化が進んで、更にそのせいで家に持ち帰って仕事をしなければいけないとか、家でこの資料を確認しなければいけないというところまで、職員の皆さんが追い込まれているのではないかと見えるのですが、その辺りはいかがでしょうか。</p>
保育課長	<p>今回の会議に出席しているのは正規職員のみで、個人情報を取り扱うことについても原則正規の職員のみということです。今回、家に持ち帰った職員は、今年度採用された新人の職員です。早く担任しているクラスの園児たちの状況を知りたかったということで、恒常的に持ち帰っていたということではありません。私も本人から話を聞いておりますが、熱心さのあまり、行われてしまった個人情報の持ち出しだと考えております。</p>
委員	<p>情報漏えいなどを防ぐという意味では、家に持ち帰り作業をやるというようなことは、もう民間でもやってはいけないことになっておりますし、そういった職員の方々が家に仕事をもち帰ることがないような職員体制を整えていくということも、情報漏えいを防ぐ観点だと認識していただきたいと思えます。</p>
委員	<p>所管課だけの問題ではなく、区全体の問題として、改めて確認していただければと思います。それから、区の外郭団体もありますので、それも含めて対応していただければと思います。</p>
保育課長	<p>分かりました。</p>
委員	<p>今回の件は、この事故があつて発覚したということだと思うのですが、ということは、先ほどの職員の方については、毎回やっていることではないという話があつたのですが、他職員等に関してそういったような事情聴取というか、検証は行われたのでしょうか。</p>
保育課長	<p>先ほど経過の中で説明したとおり、事故の翌日に園長会がありましたので、その場で同様の事例がないかどうか、しっかりと園長のほうで確認を取り、個人情報の管理を、もう一度徹底をするように言っております。その後、持ち出したケースがあつたというような報告は受けておりません。</p>
委員	<p>これに関して、区として、やはり同様の再発防止に努めていくことになると思うのですが、区全体として何かこの事故に関して以降、動かれたことはありますか。</p>
情報政策課長	<p>情報セキュリティの管理については、常日頃、十分職員に周知しているところで、今年も8月11、13日に主要な職員を集めて説明会等も行っております。また、最近の情報漏えいに関して、最新の課題として標的型の攻撃をどうやって防ぐかということで、7月にも説明会を行っていたり、十分気を付けているところですが、再発防止について今後とも十分留意していきたいと思っております。</p>
委員	<p>ありがとうございました。</p>
会長	<p>では、本件については、了承とさせていただきます。次に、特定個人情報保護評価、第三者点検の報告を受けたいと思えます。</p>

	<p>本件については、第 2 回の審議会で諮問を受けております。諮問第 15 号の予算、予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価、第三者点検というテーマですが、部会を設けて検討いただいております。その報告を、これから受けたいと思います。本議案については、杉並区個人情報公開個人情報保護審議会条令第 7 条の 2 により設置した部会において審議を行うこととし、9 月 16 日に開催された部会で審議が終了しております。なお、特定個人情報保護評価では、実施機関の作成した評価書(案)について、第三者点検に先立ち、区民意見聴取を行うこととされていますので、事務局より区民意見聴取の結果の報告を受けた後、第三者点検部会の部会長を担当いただきました新保委員から、第三者点検結果の報告を受け、その後御質問、御意見を頂戴したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。では、事務局より、区民意見聴取の結果の説明をお願いいたします。</p>
<p>諮問第 15 号</p>	
<p>情報政策課長</p>	<p>予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価区民意見聴取の結果について説明する。</p>
<p>会長</p>	<p>では、続きまして部会長より、審議の結果について説明を頂きたいと思っております。なお、冒頭をお願いしたのですが、この会議室は、12 時から次の会議の準備の都合がありますので、大変ボリュームがある報告ですが、御協力いただき、進めてまいりたいと思っております。</p>
<p>部会長</p>	<p>今回の「予防接種に関する事務」は、全項目評価ではなく、重点項目評価となっております。資料 3-5 を中心に報告いたします。まず、資料 3-1、3-2 を御覧ください。3-1 の 3 ページに、今回の予防接種に関する事務について、事務の内容、概要が掲載されております。いつもどおり、まず概要からお話いたします。今回、予防接種の事務については、予防接種法、それから杉並区小児任意予防接種費用助成事業実施要綱に基づいて、伝染のおそれがある疾病の発生、及びまん延を予防するために、公衆衛生の見地から予防接種を実施するための事務として、今回の事務が上がっております。予防接種に関する事務では、疾病と予防接種の対象者に、予防接種を行うときに必要となる個人情報を取り扱うことになるわけですが、その内容としては、予診票の発行、予診票の再発行をはじめとした 8 項目の事務があります。この事務で取り扱う具体的なシステムは、4 ページから記載があり、予防接種台帳管理システム、中間サーバコネクタと中間サーバプラットフォームという 3 つのシステムから構成されます。それぞれのシステムの特定個人情報保護ファイルについては、7 ページから記載があります。まず、予防接種情報ファイルがあり、その後 10 ページ目以降からが、特定個人情報ファイル、それぞれ中間サーバコネクタ DB ファイルと、今回の 3 つのシステムのファイルとなっております。リスク評価については、17 ページから、予防接種情報ファイルについてのリスク評価がそれぞれ記載があります。以下、22 ページ目以降が、それぞれ中間サーバコネクタ DB ファイルをはじめとする 3 つのファイルのリスク評価となっております。</p> <p>なお、今回の事務の内容については、資料 3-2 の参考資料内に、重点項目評価書における関連システム概念図が掲載されておりますので、併せて御参照いただければと思います。</p> <p>以上を踏まえ、特定個人情報保護評価について、その適合性、妥当性の審</p>

	<p>査結果については、資料 3-5 にまとめております。資料 3-5 の総評に基づき、今回の審査結果についてお話をさせていただきます。まず、今回の特定個人情報保護評価第三者部会においては、予防接種に関する事務の点検を行い、特定個人情報保護評価書の適合性、妥当性の審査を行いました。こちらの事務については、予防接種法並びに先ほど申し上げた実施要綱に基づいて行われる特定個人情報ファイルの取扱いを対象とするものであり、法令の手續に基づいて法が定める範囲において取り扱われるものです。当該事務の目的については、伝染のおそれがある疾病の発生等を予防するための公衆衛生の見地から、予防接種を実施することが目的となっており、その取扱いについては、公衆衛生の向上、増進に不可欠なもので、個人のプライバシーに関する権利、利益の影響を及ぼす可能性は低いわけですが、個人番号、その他特定個人情報の取扱いが日常的に行われることに鑑み、今回このリスク評価を行ったわけです。</p> <p>以上のリスク評価、分析の結果を踏まえ、今回の特定個人情報保護評価の重点項目評価については、適合性、妥当性の審査の結果、リスク対策が適切に講じられていることを確認するとともに、個人のプライバシーへの影響を及ぼす可能性のある事項や問題についても、適切に評価、確認及び取組が実施されていることを確認いたしました。重点項目評価としての予防接種に関する事務に関する特定個人情報評価は以上です。</p>
会長	<p>それでは、時間の関係もありますので、御質問、御意見を併せてお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。区民の皆様はよろしいですか。</p>
委員	<p>今回のこの評価書の作成等、大変お疲れさまでした。毎回言っていることなのですが、行政側が作った評価項目について、行政側が評価をしてという形でのやり方は、以前から申しているとおりに不十分だということで、私からは本諮問については、反対の意見を述べさせていただきたいと思います</p>
会長	<p>質問ですか。</p>
委員	<p>質問ではなく、意見として、行政側が作った評価項目を行政側がチェックをして、それを評価しているというような在り方については、やはり不十分だということを、意見として言わせていただきたいと思います。</p>
会長	<p>もう 1 回言ってください。行政側が作りましたね。それについて、第三者点検でやりましたね。そして、御質問の内容は。</p>
委員	<p>質問ではなくて、意見です。</p>
会長	<p>意見ですか。</p>
委員	<p>はい。今までの第三者点検のときと同様の意見を言っているのですが、評価をすること自体は大変だったと思うのですが、行政側が作ったチェック項目を行政側がチェックをして、それがチェックできているかどうかを第三者で確認するという手順自体が、私は不十分なやり方だと考えておりますので、そのように意見を言わせていただきました。</p>
会長	<p>発言の趣旨がよく分からないですね。部会長、今のことについて何かありますか。</p>

<p>部会長</p>	<p>特定個人情報保護評価については、特定個人情報保護評価の実施のガイドラインを特定個人情報保護委員会が定めて、それに基づいて各地方公共団体をはじめとする特定個人情報保護評価を実施する機関が、この評価を実施しているわけです。この評価項目については、まず特定個人情報保護委員会が策定したもので、特定個人情報保護委員会は、国家行政組織法の第 3 条に基づく 3 条機関と呼ばれる独立行政機関として位置付けられるものです。したがって、まずこの評価書の項目の策定の基準については、行政機関が策定したのではなく、第三者としての 3 条機関が策定した基準に基づいて実施していることとなります。</p> <p>更に、その 3 条機関が策定したこのガイドラインに基づいて、各自治体などが実施している特定個人情報保護評価の評価書については、その内容は先ほど申し上げたとおり、3 条機関が策定したガイドラインに沿った記載となっておりますが、この実施の評価の主体は、当然それぞれ自治体ごと、又は実施機関ごとになっております。その評価の内容は、その実施主体が自ら行っている特定個人情報の取扱いについて自ら評価を行うという仕組みとなっておりますが、それを客観的に第三者が確認をして、適性な評価であるということを確認することが、第三者点検の目的です。したがって、評価書の内容については、行政機関等自治体も含めて作っているということになりますが、その評価の内容については、第三者である第三者機関が点検をして、今回の重点項目評価をはじめとする評価についての適合性、妥当性を審査しているという仕組みとなっております。</p>
<p>委員</p>	<p>行政側が作った評価項目というのは、違っていました。ただし、行政自身が評価をした内容を第三者がチェックをするというところで言うと、それは不十分だと私は感じておりますので、不十分だという意見を申し述べさせていただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>ほかにありますか。なければ、これをもちまして報告を受けたということにさせていただきます、部会の報告の内容のとおりで決定とさせていただきます。それでは、今まで諮問について御検討いただきましたが、答申してまいりたいと思いますので、少しお待ちください。</p>
<p>(答申案文配布)</p>	
<p>会長</p>	<p>事務局から答申案文をお配りいたしました。内容はこれでよろしいでしょうか。御異議がなければ、情報・法務担当部長にお渡しいたします。</p> <p>おかげさまで予定の時刻内で終了いたしました。御協力ありがとうございました。事務局から何かありますか。</p>
<p>情報政策課長</p>	<p>次回の審議会ですが、平成 27 年 12 月 22 日(火)午後 2 時から予定しております。場所は、本日と同じ第 4 会議室となりますので、どうぞよろしく願います。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、これをもちまして第 3 回情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。</p>